

政令第二十八号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三百三条の二第十項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条に次の一号を加える。

三 内閣府が開設する無線局であつて、内閣府設置法第四条第三項第七号の六の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通信の相手方とするもの（専ら法第百三条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

内閣府が測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的として開設する人工衛星の無線局等を電波利用料の納付を要しない無線局として定める等の必要があるからである。